

「周波数オークションに関する懇談会 報告書（案）」
に対して寄せられた御意見とそれに対する懇談会の考え方

○意見募集期間：平成23年11月15日（火）から同年12月12日（月）まで

○提出意見総数：35件

(1) 法人・団体：26件

(内訳)

- ・通信事業者：10件
- ・放送事業者：9件
- ・メーカー：3件
- ・その他：4件

(2) 個人：9件

I. 「はじめに」に対する意見

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>周波数は貴重な資源である。新しい放送・電気通信におけるテクノロジーやサービスの進歩によりこの希少な資源へのアクセス需要は増大している。この理由により、周波数割当とその用途については高い効率性が要求される。多くの国において、旧来の不透明な事業者選定方法にかわり、オークション制度が取り入れられ成功してきた。このような競争原理にのっとった入札形式により、周波数を獲得する権利は最も生産性の高い企業がより低いコストで客観的かつ透明性の高い方法で周波数を獲得し、公共の益に供する事業免許を得るものとなるであろう。</p> <p>【原案】 また、周波数オークション制度は、近年導入されてきた新しい制度であり、各国ともオークションの制度設計、運用について改善を繰り返している状況にある。</p> <p>【意見】 懇談会は上記のように誤った意見を述べている。実際の所、最初の周波数オークションは1994年に米国で実施されて以来、スロバキア・アイスランド・日本の3カ国を除くすべてのOECD加盟諸国で日常的に行われている。総務省においては、多くの先進国における国際標準に対してより正しい知識を持ち、周波数オークションがいかにも未踏かつ未実証の制度のような扱い方をしないで頂けるよう強く願うものである。これは特に2015年に予定される700/900MHz帯の割当に際して、旧来の選定方法になるかオークションになるかを検討する際に大きく関係してくるものであるからである。</p> <p>(株) Big Picture International</p>	<p>周波数オークションはニュージーランドで初めて実施され、その後米国、ヨーロッパ等で広く実施されてきたものです。諸外国で広く採用されることとなった背景には、周波数を効率的に利用できる者を選定できる手続としてオークションが効果的であると見なされてきたことがあります。諸外国でも落札額の高騰等の経験、オークション対象となる周波数帯への需要や市場の競争状況等を踏まえて随時制度設計、運用上の改善が施されてきたものと認識しており、我が国でオークションを実施するに当たっても、オークション対象となる周波数帯への需要や市場の競争状況等を踏まえ、適切に制度設計を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、懇談会において諸外国のオークション制度については調査しております。</p>
2	<p>当社は現在のモバイル市場の寡占状況を考慮した場合、周波数オークションが、①新規参入が困難となり競争が進まない、②保有周波数の偏りが事業者間競争の格差を拡大、③災害対応も含めたインフラ設備投資余力の減少、と</p>	<p>報告書(案)においても「市場の競争状況に応じて入札対象とする周波数の幅や枠(ブロック)数を適当に設定するなど、情報通信産業の健全な発展に配慮した制度設計を図ることが適当である。」としており、市</p>

	<p>いったようなモバイル市場の競争促進を阻む制度にならないかを非常に懸念していることを本懇談会に対する意見表明の機会には表明してきたところである。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス (株)</p>	<p>場の競争状況については、今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>
3	<p>現行の周波数割当における審査方式、新規参入の実績も踏まえた比較検証ならびに現行制度の修正も視野に入れ、オークション制度の導入目的は議論をお願いするとも述べてきたところであるが、本懇談会では当社の懸念及び現行制度との比較検証については検討の観点にならず、結果として言及されていない報告書となっている点は課題であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス (株)</p>	<p>周波数オークション制度は、従来行われてきた比較審査方式に比べ、行政裁量の余地が少なく、手続の透明性や迅速性の確保につながるものが期待されると考えております。</p> <p>周波数オークションのメリット等については、第9回及び第10回会合の有識者ヒアリング等において十分に議論がなされたものと考えます。</p>
4	<p>我が国の携帯電話市場は、「ガラパゴス」と例えられ独自の進化を遂げてきたにもかかわらず、諸外国で周波数オークションが導入されているから我が国でも導入しようともとれる説明では、周波数オークション導入の根拠としては不十分である。しかも諸外国において制度設計、運用に関して試行錯誤を繰り返している状態であるならば、諸外国でも十分に制度が確立していない手法をグローバル・スタンダードだからという理由だけでなぜ導入しようとするのか、なおさら不可思議である。代替的制度間での取引費用の比較等の客観的根拠が必要である。</p> <p style="text-align: right;">湧口 清隆氏</p>	<p>周波数オークション制度導入の主目的としては、電波の有効利用の推進及び無線局免許手続の透明性・迅速性の確保とすることが適当と考えます。</p> <p>周波数オークションのメリット等については、第9回及び第10回会合の有識者ヒアリング等において十分に議論がなされたものと考えます。</p>

Ⅱ. 「我が国における周波数オークション制度の在り方」に対する意見

1. 「制度の導入目的」について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
5	<p>周波数オークション制度の導入を検討する上で、本報告書案において、オークションの払込金収入による国家財政への寄与等を副次的な効果と位置づけ、制度導入の主目的を電波の有効利用の推進及び免許手続の透明性・迅速性の確保としていることについては、全体として適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">日本放送協会</p>	<p>報告書(案)に賛同するご意見として承ります。</p>

6	<p>本報告書（案）では、周波数オークション制度導入の主目的を「電波の有効利用の推進及び無線局免許手続の透明性・迅速性の確保」としており、更にこれらの確保によって「新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながる」としています。これらの導入目的は、国民の財産である電波の有効利用と電波利用新技術の早期導入を図り、広く国民の利便性を高めることになると考えます。</p> <p>ユーザの立場や経済・産業界全体の立場で見れば、新しい技術が早期に利用でき、そして長期的に質の高い安定したサービスが利用できること等が必要と考えます。そのためには、新たな周波数の割当を受けた移動通信事業者は、常に新たな技術を採用したネットワークを早期に整備するべく迅速に投資を行うこと、そして長期的観点から高品質のサービスを安定的に提供することが最も重要であると考えます。このような考え方に基づき、制度が整備されるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">KDDI（株）</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
7	<p>オークション制度を性急に導入しなくても、主目的である電波の有効利用は十分に実現できるのではないだろうか。従来からの懇談会形式の議論と、関係者のヒアリング、意見募集、技術的な検討、比較審査などの積み重ねによって、必要十分な電波の有効利用を図っていけるものと考えている。また、ある程度の透明性と迅速性も、これまでのやり方で必要十分に実現できていると考えている。</p> <p style="text-align: right;">（株）TBSテレビ</p>	<p>周波数オークション制度は、落札者は払込金を含めた投資を回収する必要性からこれまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うことが期待されるほか、従来行われてきた比較審査方式に比べ、行政裁量の余地が少なく、手続の透明性や迅速性の確保につながることも期待されると考えております。</p> <p>周波数オークションの具体的な制度設計や運用の詳細については、個別に定める点が多いと考えられ、広く国民の利益に資するよう適切な制度設計を図る必要があると考えます。</p>
8	<p>「落札者がこれまで以上に電波を効率的に利用する事」は、懇談会の中でも期待の表明はあったものの、合理的な裏付けはなされていないと理解しています。電波の効率的な利用を導入の目的として現実のものとするには、制度設計によるところが大であると考えますので、諸外国の事例も参考に、納得性のある制度となることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">（社）情報通信ネットワーク産業協会</p>	<p>周波数オークション制度は、落札者は払込金を含めた投資を回収する必要性からこれまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うことが期待されると考えます。周波数オークションが電波の有効利用に資することについては、第9回及び第10回の会合の有識者ヒアリング等において十分に議論がなされたものと考えます。また、具体的にオークションの制度設計にあたっては、広く国民の利益に資するよう制度設計を図る</p>

		必要があると考えます。
9	<p>有限希少な電波を利用するモバイル市場においては、市場をより活性化し、ユーザの利便性向上を図る観点から、特に新規参入の促進が必要と考えます。国民共有の財産である電波を有効利用するためにも、新規参入事業者への優先的な割当てや、割当て事業者に対するMVNOへの開放促進を義務付けるなど、新たに競争促進が図られるような制度設計が必要と考えます。</p> <p>加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコルフッティングの観点から、既存の周波数割当て事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。</p> <p>(株) ケイ・オプティコム</p>	<p>オークションの制度設計にあたっては、公正競争の確保を適切に設けることが適当と考えており、また、電気通信ネットワークの他事業者への開放については、今後のMVNOの参入状況等について注視しつつ、各々のオークションを実施する際にその是非を判断することが適当であると考えています。</p> <p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>
10	<p>周波数オークションの導入のための各種の準備や手続きが、特に昨今のモバイルデータ通信の急激なトラフィック増加に対する各社の迅速な措置に大幅な遅れをもたらし、我が国の電波有効利用の促進とICT分野の発展を妨げるといった本末転倒の結果にならないよう十分なお配慮をお願い致します。</p> <p>UQコミュニケーションズ (株)</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>
11	<p>①再意見募集及び中間論点整理における意見でも述べたとおり、公正な競争の確保は、市場の寡占化が進みやすい通信市場においては、制度設計で第一に考慮すべき要素であると考え。制度設計・運用の在り方の中で取り上げられてはいるが、制度上でしっかりとした形で位置づけるべきであり、公正競争の確保を本制度の導入目的として追加を行うべきであると考え。</p> <p>②中間論点整理に対する意見でも述べたが、新規参入・競争促進やイノベーションの推進が期待できるとあるが、従前の比較審査での認定では設備投資及び電波利用料等のコスト負担であったのに加え、オークションでの支払金が必要となることであり、支払方法にも依るものの、一般的にはより大きな金額の資金調達が必要と考えられるため、新規参入への参入障壁が大きくなり及び大手事業者の寡占を助長する懸念がある。前述したとおり、公正競争の確保を目的の1つとして挙げ、むしろ制度設計の中で担保することを明記</p>	<p>①及び②につきましては、報告書(案)においても「周波数オークションの結果、資金力のある事業者が大部分の周波数を落札した場合、市場における公正な競争が確保されなくなり、事業者におけるサービスの高度化や料金の低廉化等へのインセンティブが低下し、ひいては、電波の有効利用が図られないおそれがある」としており、今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p> <p>③につきましては、オークションの制度設計は情報通信産業の健全な発展に配慮した制度設計を図ることが適当と考えます。なお、電波利用料の料額・使途の見直しについては、報告書(案)に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。</p> <p>④につきましては、ご意見等を踏まえ、例示であることが明確な表現に修正しております。</p>

	<p>すべきである。</p> <p>③国の財政収入の増加に資するとの位置付けについてであるが、単純に現在の電波利用料をそのままに国庫へのオークション収入ということは、事業者の利益を削ることになるとしても、結局のところ利用者への事実上の増税となることは明らかである。電波利用料の料額・使途の見直しは必須であると考ええる。</p> <p>④本懇談会では電気通信事業用の移動通信システムを対象としてオークションありきで議論が進められたためか、報告書全体にオークション＝電気通信事業用の移動通信システムといった内容となっているため、出来る限り無線システムに対して中立的に書くべきであると考ええる。特に1.の導入目的において「スマートフォンの普及等によって・・・2.2倍に増加している。」といった内容はそもそも例示であるが、報告書の内容として予断を与えることになるため、削除または例示であることを明確にしていきたいと考える。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス (株)</p>	
12	<p>周波数の経済的価値を最も高く評価する者が落札した周波数を他の落札に失敗した者よりも電波を効率的に使うと結論づけるのは必ずしも正しいとは言えないし、電波監理上、検討すべき課題である。R.H.Coase 博士の“The Federal Communications Commission”にも指摘されているように、落札者がどのような用途でその周波数を利用するのかは、落札者が最も高く評価する利用法によって決まる。場合によっては、落札した周波数をガード・バンドとして活用し、その帯域で何ら事業を展開しない方が落札者にとって好ましいこともあり得るのである。したがって周波数オークションを導入するのであれば、隣接する周波数帯の利用者間でのガード・バンドの調整手段としてオークションを活用できないか検討する余地があり得ると思われる。</p> <p style="text-align: right;">湧口 清隆氏</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

2. 「対象範囲」について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
-----	-----------	------------

13	<p>公共性・公益性の高いものを除外することに賛同。</p> <p style="text-align: right;">札幌テレビ放送（株）</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
14	<p>「周波数オークションに関する懇談会 報告書（案）」について賛成いたします。特に、防災・公共安全向け無線システムなど経済的利益を目的とせず、且つ災害時の国民のライフラインとなる無線システムがあります。その為、オークション導入目的に照らして対象（または対象外）とする無線システムの定義を明確にすべきと考えます。</p> <p>また、オークションによる財源確保を優先することにより、将来において防災・公共安全向け無線システムなどの周波数確保が難しくなるような事態を避ける制度で進めていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">モトローラ・ソリューションズ（株）</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
15	<p>公益目的での電波利用に関してはオークション対象になじまないとしているが、例えば防衛用の電波利用であっても、オークションの対象とすれば落札費用を削減するためにより周波数利用の少ない最新鋭の装備を導入するインセンティブが働くかもしれず、国益上有益かもしれない。</p> <p style="text-align: right;">湧口 清隆氏</p>	<p>具体的な対象範囲については、報告書（案）においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。</p>
16	<p>マイクロ無線方式など、周波数を共用して電波の有効利用を図って運用している無線局はオークション制度にはそぐわないと考えますので、原案に賛成致します。</p> <p>弊社が提供している、離島・山間部や災害対策機器などの公共性の高い無線局は、採算が難しく競争的な申請が見込まれないと考えられ、オークションの対象としてはなじまないため、原案に賛成致します。</p> <p style="text-align: right;">東日本電信電話（株）（同旨：西日本電信電話（株））</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
17	<p>中間論点整理で、「電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがある」とし、例として放送を挙げ、「特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域文化の維持発展等に寄与することが求められている」としている。さらにその後、今回原案で掲げられた人工</p>	<p>具体的な対象範囲については、報告書（案）においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。</p>

	<p>衛星の無線局について触れている。</p> <p>この論点整理を踏まえて、放送についてオークション対象外と追加記述すべきではないか。</p> <p>〔追加記述案〕</p> <p>放送は、特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域文化の維持発展等に寄与することが求められている。この観点から、放送および放送用無線局をオークション対象とするのは適当ではないと考える。</p> <p>(株) 静岡朝日テレビ (同旨：札幌テレビ (株)、(株) TBSテレビ、関西テレビ (株)、日本テレビ放送網 (株)、(株) フジテレビジョン、(株) 秋田放送、(株) テレビ朝日)</p>	
18	<p>NHKは、放送法により設立された唯一の公共放送としての使命を有し、公共放送としての責務を果たすためには、放送に不可欠な業務用 (伝送用) 周波数を含め、必要な周波数の安定的かつ継続的な使用の保証・担保が当然の前提と考えます。オークション制度導入の検討にあたっては、NHKが公共放送としての役割を遂行していく上で支障がないような措置がとられることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">日本放送協会</p>	<p>具体的な対象範囲については、報告書 (案) においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。</p>
19	<p>懇談会報告書案において、周波数オークションの対象から、割当て済みの「放送」および「放送事業用無線局」、「衛星放送」が除かれたことは適切であると考えます。</p> <p>これは、懇談会の「中間論点整理」(2011年8月) に示された、「これらの中には、当該システム導入による社会的な効用が大きいものもあることから、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがあるのではないか。例えば、放送は特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与することが求められている」との認識を反映したものと理解します。</p>	<p>具体的な対象範囲については、報告書 (案) においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。</p>

	<p>上記の認識は、「放送」および「放送事業用無線局」について、新規免許・再免許を問わず当てはまることから、いずれの場合も周波数オークションの対象から除かれるよう、法制化にあたって担保されることを強く要望します。</p> <p>(社) 日本民間放送連盟</p>	
20	<p>放送帯域と通信帯域は平等にオークションの対象とするべきであると考えます。通信・放送の融合の制度改正により電気通信業務用・放送用など通信・放送両用の無線局の開設が既に可能となっており、無線局種別による通信・放送の区別がなくなってきました。また、放送した番組をオン・デマンド配信する等、放送と同じ内容を通信でも配信しており、近々サービスを開始する携帯端末向けマルチメディア放送では放送システムが届かないエリアを通信で補完しコンテンツを配信することが検討されていることから、放送帯域と通信帯域は区別することなく同等の扱いとし、オークションの対象とするべきであると考えます。</p> <p>また、海外の事例として、米国・英国において放送を対象にオークションを行っている事例があることから、放送帯域も周波数オークションの対象とするべきであると考えます。</p> <p>放送帯域である VHF-High 帯では、二つの参入希望事業者が比較審査方式により熾烈な競合が発生した例があり、今後割当てが予定されている VHF-Low 帯でも同様の状況が見込まれる場合はオークションの対象とするべきであると考えます。</p> <p>ソフトバンクモバイル (株)・ソフトバンクテレコム (株)・ソフトバンク BB (株) (同旨：イー・アクセス (株)、小森谷和信、湧口 清隆氏、個人)</p>	<p>具体的な対象範囲については、報告書 (案) においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。</p> <p>なお、ご意見等を踏まえ、以下のとおり説明を補足しております。</p> <p>(下記文章を追加)</p> <p>また、今後の通信・放送融合の進展等を踏まえ、放送など移動通信システム以外の周波数を排他的に利用するシステムについても、将来的にオークションの対象とすることの可能性を検討することが望ましい。</p>
21	<p>放送事業におけるハード・ソフトを別免許とする場合は、ハード事業者のみならずソフト事業者に対してもオークションの可能性が考えられます。</p> <p>この扱いについては更に議論が必要であると考えます。</p> <p>ソフトバンクモバイル (株)・ソフトバンクテレコム (株)・ソフトバンク BB (株)</p>	<p>今後の政策検討の中で参考とすべきものと考えます。</p>
22	<p>オークションの対象となる周波数帯域については極力前広に開示することに</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考え</p>

	より、当該周波数を既に利用している事業者や新たに利用を希望する事業者の予見性等を高めるべきであると考えます。 UQコミュニケーションズ(株)	えます。
23	人工衛星の無線局の電波利用の特性及び諸外国の状況を十分踏まえたものであることから、報告書(案)の内容に賛同致します。 スカパーJ SAT(株)(同旨:日本放送協会)	報告書(案)に賛同するご意見として承ります。
24	競争的な申請が見込まれない場合、周波数オークションは実施されないのか。「競争的な申請が見込まれる」か否かは、誰がどのように決定するのか。 (株)Big Picture International	具体的な対象範囲については、報告書(案)においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。

3. 「無線局免許制度との関係」について

(1) オークション落札者の法的地位

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
25	有限希少な電波を広く有効に利用する上で、周波数の混信防止は電波監理の基本であり、本報告書案において、オークション落札者に対して無線局の開設について審査が必要だと考えられる、とされていることは、適当と考えます。オークション制度を導入する場合でも、適切かつ十分な審査が実施され、既存の無線システムに対する妨害が発生しないよう、今後とも万全の注意を払った制度であることが必要です。 日本放送協会	報告書(案)に賛同するご意見として承ります。

(2) 有効期間

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
26	設定された有効期間が短いと、先行した設備投資の回収が困難になる可能性が高く、ひいては、国民の重要なライフラインの1つである通信サービスの安定的な提供に影響を与えることが危惧されます。有効期間については、上記の懸念を回避できるよう、充分長い期間としていただきたい。	今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。

	(株) NTTドコモ	
27	<p>周波数オークションで得た無線局免許の有効期間と有効期間経過後の取り扱いについて、周波数の利用状況や周波数再編等が電波の有効利用の観点で重要となること、さらには、電気通信事業の健全な発展と円滑な運営を維持するために落札者の事業運営上の観点をも踏まえて、周波数オークションの制度設計をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">KDDI (株)</p>	今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。
28	<p>各々のオークションにおいて個別に有効期間を設定することは妥当ではなく、原則、有効期間は無期限とすべきである。</p> <p>唯一の例外は、予め対象周波数の周波数再編が予定されており、使用可能な期間を確定できる場合のみとすべきである。</p> <p style="text-align: right;">札幌テレビ放送 (株)</p>	電波の有効利用を図るためには、周波数再編を適時適切に行うことが必要であり、オークションの対象となる周波数帯についても将来周波数再編の対象となることが想定され、また技術進歩に応じて新たな技術の導入を促せるよう技術要件の変更を行うことも想定されるため、周波数オークションの落札者が得る法的地位には一定の有効期間を付すことが適当であると考えます。
29	<p>【原案】 また、技術進歩に応じて新たな技術の導入を促せるよう技術的要件の変更を行うことも想定される。</p> <p>【意見】 他方、国が課す技術要件は、可能な限り技術的に中立であるべき。</p> <p style="text-align: right;">(株) Big Picture International</p>	今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。
30	<p>①オークション落札者の排他的地位の有効期間とそれによって開設される無線局免許の有効期間に関しての関係性が明確になっていないように見えるが、排他的地位の有効期間はそれによって開設される無線局免許の有効期間と同じであれば、そのように明確化していただきたい。</p> <p>②有効期間について、落札者による投資回収期間を踏まえるとしたことは適切であり、十分長い期間の設定をする必要があるものと考えます。しかしながら、「個別のオークションにて有効期間を設定することが適当」とあるが、オークションごとに有効期間が全く違うのであれば、落札者の無線局の管理に困難を生じるものと思われるため、有効期間は法令で統一的に設定するほうが望ましいものと考えます。</p>	<p>①及び③につきましては、今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p> <p>②につきましては、オークション対象周波数毎に周波数再編の必要性や技術進歩、落札者による投資回収期間等も異なるため、個別に期間を設定することが適当であると考えます。</p>

	<p>③今後開催されるオークションについては、事前に、予定されているオークションの周波数帯、帯域幅、想定される対象技術、開催予定時期等については、予めすべて公表すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス（株）</p>	
--	---	--

(3) 有効期間経過後の取扱い

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
31	<p>再免許時にオークションを実施すると、事業者は、これまで提供していたサービスを中断せざるを得ない状況が発生する可能性があると考えられます。また、複数の周波数帯域がオークションにかけられる場合は、事業を継続するための周波数帯域を変更せざるを得ない場合も考えられます。これらの場合、利用者の立場からは、突然サービスが停止され、利用できなくなることや、端末設備の変更を余儀なくされることが想定されます。このような観点から、再免許の際のオークション実施は行うべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(株)NTTドコモ(同旨：KDDI(株)、UQコミュニケーションズ(株)、札幌テレビ放送(株))</p>	<p>有効期間後の取扱いについては、対象周波数の用途・使用状況や情報通信技術の動向を踏まえ、各々のオークションにおいて事前に定めることが適当であると考えます。</p> <p>なお、有効期間経過後に再度オークションを実施する場合や周波数再編を実施して他の用途に割当てられる場合には、入札者の適切な経営判断を確保する観点やオークション対象となった周波数によるサービスの既存利用者保護等の観点から、オークション実施前にその可能性を示し、一定の猶予期間を持って通知するなど事前に十分な情報提供を行う必要があると考えます。</p> <p>おって、ご意見等も踏まえ中長期的なオークションの適用可能性について説明を補足しております。</p>
32	<p>周波数が死蔵されている場合や有効活用が図れていない場合の判断基準や周波数返還のルール等については事前に明示し、厳格に運用することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">UQコミュニケーションズ(株)</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>
33	<p>「対象周波数の用途・使用状況や情報通信技術の動向を踏まえ、各々のオークションにおいて事前に定めることが適当」とあるが、予見性の観点から、原則は法令にて決めておく必要があるのではないかと考える。また、周波数再編を実施するか否かは有効期間の設定とは別の問題であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス(株)</p>	<p>今後必要な法律案を国会に提出する段階において、適切に判断すべきものと考えます。</p>

4. 「払込金の位置づけ・会計方法」について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>払込金は資産性があるとの整理については妥当と考える。</p> <p>「個別のオークションの制度設計に応じ、会計基準に照らして各事業者において適切に処理すべき」とあるが、原則を決定し、それに従って各事業者で適切に処理をするべきである。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス (株)</p>	<p>報告書 (案) に賛同するご意見として承ります。</p>

5. 「オークション収入の使途」について

No.	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
35	<p>周波数オークションによる新たな周波数の割り当てをするためには、既存の周波数利用者の周波数移行が前提となります。オークションを円滑に実施するためにその移行費用等をオークション収入から賄うことは、妥当と考えます。</p> <p>日本放送協会 (同旨: 札幌テレビ放送 (株)、エムシーアクセス・サポート (株))</p>	<p>報告書 (案) に賛同するご意見として承ります。</p>
36	<p>移行対象免許人等の周波数移行を円滑に実施するためには、当該免許人等の理解と協力が必須であることに鑑み、移行費用について免許人等の負担を強いることの無い様な枠組み (たとえば、移行費用の全額をオークション収入から国が拠出できるなど) を設けて頂きますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">エムシーアクセス・サポート (株)</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>
37	<p>オークション収入の使途として、オークションに伴い早期に移行を余儀なくされる免許人に対する移行費用の負担は、最小限にするべきであると考えます。すなわち、電波を利用するすべての免許人等は、通常 5 年間の免許期間が定められており、利用帯域の変更等で移行を余儀なくされる場合は、この免許の有効期間内の移行に限って移行費用の請求が出来る制度とし、この免許期間を超えた場合は移行費用の範囲外とするべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">ソフトバンクモバイル (株)・ソフトバンクテレコム (株)・ソフトバンク BB (株)</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

38	<p>我が国の I C T 産業は国内生産の約 1 割を占め、我が国全体の経済成長への寄与も大きいものがあり、また他の産業への波及効果も小さくありません。その意味で、I C T 基盤作りは我が国の産業、国民に大きな利益をもたらすものであり、「電波利用者に利益が還元」され、結果的に国民の利益につながるものと考えます。</p> <p>オークション収入を「電波の有効利用に資する I C T の振興に充てる」ことに賛同します。</p> <p>(社) 情報通信ネットワーク産業協会 (同旨: インテル (株)、西日本電信電話 (株)、湧口 清隆氏)</p>	<p>報告書 (案) に賛同するご意見として承ります。</p>
39	<p>電波の有効利用に資する I C T の振興に充てることにより電波利用者や国民全体へ利益を還元することに賛成致します。なお、現行の電波利用料制度における用途を特定している考え方を変更する場合は慎重な議論を要望します。</p> <p>東日本電信電話 (株)</p>	<p>前半については、報告書 (案) に賛同するご意見として承ります。後半については、報告書 (案) に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。</p>
40	<p>周波数割当て後、既存免許人の移行作業が必要となる場合や、割当て後に想定外の干渉問題 (国内だけでなく近隣諸国との干渉問題もありうる) が発生することも考えられます。オークション収入の用途としては、事務経費とともに、これらの事態への対策経費として優先的に活用すべきと考えます。</p> <p>(株) N T T ドコモ</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>
41	<p>報告書 (案) では「電波の有効利用に資する I C T の振興に充てることより電波利用者に利益を還元するとともに、国の財源として国民全体に還元することが適当である。」となっているが、オークション経費を除くすべてを一般財源とすべきである。</p> <p>広く国民にブロードバンドが行き渡りつつある現在、I C T 自体を振興する特別の理由はない。しかし、電子行政・遠隔医療・遠隔教育等に I C T を利活用することについては、わが国は立ち遅れており、この I C T 利活用を振興するためにオークション収入を、オークション経費を除き、充てるべきである。</p> <p>電子行政・遠隔医療・遠隔教育等の主管庁は必ずしも総務省ではないため、</p>	<p>今後必要な法律案を国会に提出する段階において、適切に判断すべきものと考えます。</p>

<p>オークション経費を除きオークション収入は一般財源とし、利活用施策のそれぞれについて主管庁に委ねるのが適当である。</p> <p>提言型政策仕分けの提言を反映させる形で、「一般財源とする」に書き直すべきである。</p> <p style="text-align: center;">山田 肇氏（同旨：(株) Big Picture International、個人）</p>	
---	--

6. 「電波利用料制度との関係」について

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
42	<p>電波利用料は、不法電波の監視等、無線局全体の受益を目的として行う電波利用共益事務のための費用として始まっている。その趣旨や性格に鑑みれば、市場原理や経済合理性を根本とするオークション制度と絡めて、その料額を算定することはなじまないと考える。その意味で、原案にあるように「オークションにより選定された免許人も、他の免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である」との記述はしごく適切なものだと考えている。電波利用料の料額は、その共益費的な性格と電波の経済的価値のバランスについて、長年の議論を基に調整されたものである。それをオークションと連動して議論すると無用の混乱を招きかねない。オークションの導入自体も不適切であるが、それを電波利用料制度と絡めて議論し、制度自体を変更することなどあってはならないと考える。</p> <p style="text-align: right;">(株) TBSテレビ</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
43	<p>新規にオークションで周波数割当てを受けた免許人は、電波利用共益費に加えてオークションの払込金を余分に納める義務を負うことになり、既に周波数割当てを受けている免許人との間に、著しい不公平が生じます。余分に生じたコストをサービス利用料に転嫁しようとしても、先行事業者のサービス利用料との関係上、限度があり、結果的にモバイル市場への参入インセンティブが失われます。</p> <p>オークションで新規に周波数割当てを受ける事業者と、既に周波数割当てを受けている事業者との間のイコールフットイングを担保し、モバイル市場に</p>	<p>報告書（案）においては「一の者が入札できる周波数幅に上限を設けることや新規事業者や後発事業者のみが入札できる枠を設定するなど、公正競争を確保するための措置を各々のオークションを実施する際に適切に設けることが適当」としており、今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

	<p>参入するインセンティブが働くような制度設計が必要と考えます。</p> <p>(株) ケイ・オプティコム</p>	
44	<p>原案では、オークションの払込金は落札者が周波数の経済的価値に対して支払う対価であり、電波利用共益費としての電波利用料とは性格を異にするものとされており。</p> <p>しかし、現行の電波利用料は、無線機器に対する課金分と、周波数帯域の経済的価値を反映した帯域課金分とで構成されており、平成 23 年 6 月の改正電波法では経済的価値が一層反映されており。今後、オークション対象周波数に対して、現行どおりの電波利用料の計算方法を適用すると、両者から周波数帯域の経済的価値を元にした課金となされることとなります。したがって、オークション対象周波数帯に適用する電波利用料の課金の考え方について、オークションの払込金の位置づけと重複しないように厳格に区別をするべきと考えます。</p> <p>原案に記載されているように、オークションの払込金と電波利用料の用途が重複することのないように厳格に区別して運用することは重要であると考えます。そのため、電波利用料については、事務共益費として免許人・システムの応分な負担に対して公平に活用されるように用途を十分に精査していくとともに、オークション払込金の用途と重複する部分は、電波利用料の低減を含めて検討するべきと考えます。</p> <p>(株) NTTドコモ (同旨：イー・アクセス (株))</p>	<p>今後必要な法律案を国会に提出する段階において、適切に判断すべきものと考えます。</p>
45	<p>現行の電波利用料は、a 群(※1)及びb 群(※2)で構成されていますが、オークションにより落札された帯域については b 群のみの電波利用料とするべきであると考えます。b 群は無線局すべてに関わるものであり電波利用料創設時の本来の趣旨から必要であると考えますが、a 群についてはオークションを実施した帯域は課金しないよう制度に変更するべきであると考えます。</p> <p>※1「a 群」・・・電波の経済的価値の向上につながる事務：電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備支援事業等に係る費用に対応する金額については、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案して算定。</p>	<p>今後必要な法律案を国会に提出する段階において、適切に判断すべきものと考えます。</p>

	<p>※2 「b 群」・・・a 群以外の事務：電波監視施設の整備・運用等、総合無線局監理システムの整備・運用などの恒常的な業務に係る費用に対応する金額については、原則、無線局数で均等負担する方式により算定。</p> <p>ソフトバンクモバイル（株）・ソフトバンクテレコム（株）・ソフトバンク BB（株）（同旨：湧口 清隆氏）</p>	
46	<p>現行の 6GHz 帯以下の電波利用料のうち、ISM（Industry-Science-Medical）バンド以外の共用利用等で電波利用料の課金がない利用者についても、電波を利用するすべての利用者から課金する仕組みを作るべきであると考えます。特に ITS は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった 700MHz 帯での利用が予定されており、この帯域の経済的価値が 100 億円以上（10MHz 幅を 10 年利用した場合）であることを勘案すると、ITS はこの経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきであると考えます。</p> <p>ソフトバンクモバイル（株）・ソフトバンクテレコム（株）・ソフトバンク BB（株）</p>	報告書(案)に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。
47	<p>原文に異論御座いませんが、電波利用料については、先の提言型仕分け（情報通信：電波利用料の活用）で評価者の方からの提言通り、携帯電話契約数が 1 億 2, 3 7 2 万台と日本の人口とほぼ同数であり、ほぼ人頭税のような状況になっている現状から、一般財源化して頂きたいと思えます。</p> <p>尚、支出につきましては、無駄を洗い出し、収入を全て使い切るのではなく、不必要な支出は抑止して他に使用出来る財源として確保して頂きたいと思えます。</p> <p>又、テレビ局に於ける電波利用料は携帯電話会社の負担（間接的に国民負担）と比較して余りにも少額で一国民として納得出来ません。</p> <p>一般国民は震災復興財源に向けて所得税の増税が有るのに対し、国会議員の人数や報酬は削減せずに、国家公務員の人件費削減も進み具合は良く有りません。</p> <p>テレビ局は震災を理由に法人税と固定資産税の減税要求を出し、総務省の 2012 年度税制改正要望事項に掲載されています。</p>	報告書(案)に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。

	<p>前項の「Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方」―「2 対象範囲」で述べた通り、テレビ局が広告外収入の為に公共の電波を使用して利益を追求しているならば、それに相応しい額を徴収すべきではないでしょうか。</p> <p>テレビ局、電波行政に携わる人間と無関係な有識者により、テレビ局の安すぎる電波利用料について、適当な額を議論し、電波利用料に反映して頂きたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">個人</p>	
--	--	--

7. 「外国資本の位置づけ」について

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
48	<p>外資規制に関して、特段の措置を講じる必要がないという原案は、電気通信サービスのグローバル化が進む今日のビジネス環境に適しており、この考えに賛成です。また、公的秩序の維持や国家の保安上のために必要とみなされた場合、当該外資に対してその入札の際に国が審査を行うことは必要であり、この点に関しても原案を支持します。</p> <p style="text-align: right;">インテル（株）</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
49	<p>「今後何らかの問題が生じるような場合には、迅速かつ適切に対応する事が適当である」の文面が報告書に盛り込まれたことはナショナルセキュリティの視点からも大変意義あることと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（社）情報通信ネットワーク産業協会</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
50	<p>TPP 交渉、ICT 通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められる見通しである中、諸外国において外資規制を導入している現状に鑑み、安全保障・投機目的防止・日本の法律の実効性担保の観点等から、外資規制を導入し諸外国との制度的調和を図るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（株）NTTドコモ</p>	<p>我が国における電気通信業務用の無線局に係る外資の扱いは、WTOでの約束を踏まえた上で、外資規制に係る一般法である外為法により適切に行われることとされていることから、周波数オークションを導入するにあたり、特段の措置を講じる必要はないと考えます。</p>
51	<p>【意見】 現在外国資本の出資制限が設けられていない以上、懇談会はこの条項を報告</p>	<p>報告書（案）において「我が国における電気通信業務用の無線局に係る外資の扱いは、WTOでの約束を踏まえた上で、外資規制に係る一般法</p>

	<p>書にもりこむ必要はないと思われる。</p> <p>【原案】 ただし、今後何らかの問題が生じるような場合には、迅速かつ適切に対応することが適当である。</p> <p>【意見】 上記の記述は、外国企業に対し、日本は彼らの参入を喜んでおらず日本の企業とは異なる扱いをされるという誤解を抱かせる恐れがある。</p> <p style="text-align: right;">(株) Big Picture International</p>	<p>である外為法により適切に行われることとされていることから、周波数オークションを導入するにあたり、特段の措置を講じる必要はない」としており、参考意見として承ります。</p>
52	<p>原案では、外資の扱いは電気通信業務用の無線局に限定していますが、放送及び通信を同等の扱いとする前提とするべきであると考えます。</p> <p>放送帯域をオークションの対象とする場合、放送法で規制されている外国資本の位置づけについて、既存のハード・ソフト一体での免許付与を行っている放送帯域での外資規制との整合性をとる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">ソフトバンクモバイル (株)・ソフトバンクテレコム (株)・ソフトバンク BB (株)</p>	<p>今後の政策検討の中で参考とすべきものと考えます。</p>
53	<p>周波数をオークションにすることについては賛成ですが外国資本が参加できることには反対です。国の安全を損なうと思います。</p> <p style="text-align: right;">個人</p>	<p>我が国における電気通信業務用の無線局に係る外資の扱いは、WTOでの約束を踏まえた上で、外資規制に係る一般法である外為法により適切に行われることとされていることから、周波数オークションを導入するにあたり、特段の措置を講じる必要はないと考えます。</p>

8. 「制度設計・運用の在り方」について

(1) 制度設計・運用の在り方

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
54	<p>同一周波数帯に異なる無線通信システムが隣接する場合は干渉を回避するための一定のガードバンドが必要であり、従来から周波数割当てに当たっては導入する技術方式や必要なガードバンド幅等の順守すべき技術基準を明示した上で割当てが行われ、効率のよい周波数利用が図られてきたところです。</p> <p>オークションが導入された場合でも、従来と同様に周波数利用効率を維持す</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

	<p>るために、オークション対象とされる周波数における利用方式・技術については、一定の制限や義務を設けるべきであり、この技術基準は予め情通信審議会等の場で十分な検討を行うことが適当と考えます。また、後から参入する免許人が所要のガードバンドを含めた周波数帯域を落札すべきかどうか等についても明確なルールの適用が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">UQコミュニケーションズ（株）</p>	
55	<p>入札対象とする周波数の幅やブロック数等は、市場シェアを占める支配的な事業者や資金豊富な事業者による周波数独占を防ぐ公正競争の観点から、新規参入事業者や、既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者での競争セーフガードを設けることが重要と考えます。</p> <p>例えば、2010年のフランスの2.1GHz帯割当てでは、新規参入事業者のみが応募可能な周波数枠が設けられ、また、オランダの2.6GHz帯オークションでは新規事業者が最低限獲得できる周波数幅が設けられました。</p> <p>2012年に予定されている英国のオークションでは、1GHz帯以下の周波数における1事業者が割当て可能な最大周波数幅は、既存割当て分を含めた周波数幅を設定されています。</p> <p>上記海外事例にもあるように、オークション実施にあたっては競争セーフガードを設定するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">ソフトバンクモバイル（株）・ソフトバンクテレコム（株）・ソフトバンクBB（株）</p>	今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。
56	<p>オークションの対象とする周波数の利用方策について、周波数のひっ迫状況や電波の有効利用の推進の観点から、導入する方式や技術に関して一定の制限や義務を設けるべきと考えます。電波の有効利用を図るためには隣接周波数との共用条件の策定や干渉調整が不可欠となっており、オークションを導入する場合であっても予め情報通信審議会等の場で十分な検討を行い、技術基準や周波数帯域を定めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">KDDI（株）</p>	今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。
57	<p>周波数オークションが個別に定めるべき点が多いことはそのとおりではある</p>	今後必要な法律案を国会に提出する段階において、適切に判断すべきも

	<p>が、できる限り法令にて定め、制度の安定性を高めることが適切であると考ええる。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス（株）</p>	<p>のと考えます。</p>
--	--	----------------

(2) オークション参加資格

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
58	<p>欠格事由の設定は適切と考えるが、投機的な入札を防ぐためにも、技術的能力及び財務的基礎等、電波を有効に利用するために必要な要件は参加資格として課すべきであると考ええる。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス（株）</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

(3) 落札価格の上限・下限の設定

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
59	<p>既存免許人の移行費用については、社会通念上、立退き補償として認められるものであり、当該周波数を利用可能にするための費用には既存免許人等の他周波数帯への移行費用をすべて含めることが適当。</p> <p style="text-align: right;">札幌テレビ放送（株）</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

(4) 入札方法等

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
60	<p>例えば複数ラウンド方式の場合は単一ラウンド方式に比べて入札状況の情報が多くなることから、また同時型の場合は逐次型に比べて周波数帯毎の市場価格が形成されやすいことから、「同時複数ラウンドオークション」は落札額のいたずらな高騰防止にも効果があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">UQコミュニケーションズ（株）</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
61	<p>参加者が参加資格の要件を満たしている書類は別途提出すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス（株）</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

(5) 払込金の納付方法

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
62	<p>払込金の納付方法のうち納付期限について、本報告書（案）において払込金を支払うことで無線局免許を申請することができる地位を得るものとしてしています。落札した周波数を、落札者の事情に拠らない理由によって長期に渡り使用できない等の場合も考えられるので、このような場合には落札後すみやかに一括で払い込みをする方法だけではなく、払い込み時期を、落札後の時期と周波数が使用可能となる時期の二分割にする等の配慮をしていただくことを希望します。</p> <p>KDDI（株）（同旨：UQコミュニケーションズ（株）、イー・アクセス（株））</p>	<p>ご意見等を踏まえ、表現を修正しております。</p>

(6) エリア・人口カバー率等の義務づけ

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
63	<p>移動通信システム等が対象となる周波数オークションの場合に、非採算地域における設備投資が遅れたり行われぬおそれがあることに対し、一定のエリア・人口カバー率等の達成をオークションの条件として付すことに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">福岡県</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p>
64	<p>現在、非採算地域では民間事業者による加入者系の光ファイバー網や携帯電話のエリア整備が行われず、本県では、超高速ブロードバンドの整備が全く進んでいない市町村が6市町村存在しており、地域間格差が問題となっています。また、超高速ブロードバンドの未整備地域における情報通信環境の格差解消手段として期待している3.9世代移動通信システムも、地域間格差が生じている加入者系光ファイバー網や携帯電話のエリア整備と同様に、非採算地域では民間事業者による整備は進まないと思われま。</p> <p>新たに割り当てられる周波数による移動通信システム等に対しては、参考資料18のドイツの例にもあるように、その整備が高収益地域に併せて非採算地域でも進むよう、特に超高速ブロードバンドの整備が進んでいない地域にお</p>	<p>情報通信環境の地域格差是正については、今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

	<p>いて一定の人口カバー率の達成を義務付ける必要があると考えます。</p> <p>福岡県（同旨：鹿児島県）</p>	
65	<p>オークション制度の導入が予定されている第4世代移動通信システムへの周波数割当てにあたっては、700/900MHz帯同様に、周波数の有限性によるボトルネック性を十分考慮する必要があると考えます。</p> <p>2012年に実施の900MHz帯の周波数割当てにあたっては、MVNOへの開放促進が審査基準として設定される予定であることから、本オークション制度の導入時にも、エリア・人口カバー率等達成の義務化とあわせて、MVNOへの開放促進も明確に義務化すべきと考えます。また、MVNOへの開放が履行されない場合についても、落札者の地位を取り消す等同等の措置を取るべきと考えます。</p> <p>加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコールフットイングの観点から、既存の周波数割当て事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。</p> <p>(株) ケイ・オプティコム</p>	<p>報告書（案）において、ネットワークの他事業者への開放について「移動通信分野における競争政策の推進や公正競争の確保の観点から、今後のMVNOの参入状況や参入を阻害する要素の有無等について注視しつつ、各々のオークションを実施する際にその是非を判断することが適当」としており、今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>
66	<p>エリア、人口カバー率等の条件は、一律ではなく、対象周波数、隣接帯域の業務との関係性、想定される無線システム等々により個別に条件を定めるべきと考えます。</p> <p>(株) NTTドコモ</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計の際に考慮すべきものと考えます。</p>
67	<p>一定のエリア・人口カバー率等の達成をオークションの条件として付し、その条件が履行されない場合にペナルティを課すことは、電波の有効利用を促進し国民全体の利益に繋がるので賛成します。</p> <p>また、オークションの条件の履行状況を定期的に確認する仕組みを設けることについて、さらに、この確認に基づきオークションの条件が履行されていない場合や正当な理由がなくオークションの条件を逃れようとする行為等が判断された場合に落札者の地位を取り消す等の措置を厳格に実行することについて、制度化すべきと考えます。</p>	<p>報告書（案）に賛同するご意見として承ります。</p> <p>後半については、今後必要な法律案を国会に提出する段階において、適切に判断すべきものと考えます。</p>

	KDDI (株)	
68	<p>投機的な入札を避ける意味で、一定のエリア・人口カバー率等の達成をオークションの条件として義務付けることは適切と考える。</p> <p>イー・アクセス (株)</p>	報告書 (案) に賛同するご意見として承ります。

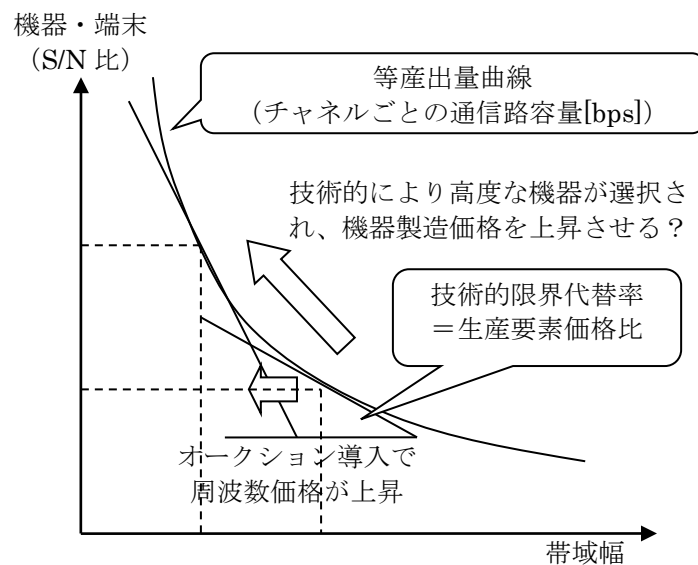
(7) 公正競争の確保

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
69	<p>有限希少な電波を利用するモバイル市場においては、新規参入事業者への優先的な周波数割当てや、割当て事業者に対するMVNOへの開放促進があつてこそ、公正競争が確保されるものと考えます。</p> <p>加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコールフッティングの観点から、既存の周波数割当て事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。</p> <p>(株) ケイ・オプティコム</p>	<p>報告書 (案) に賛同するご意見として承ります。</p> <p>後半については、今後の政策検討の中で参考とすべきものと考えます。</p>
70	<p>報告書(案)では、周波数オークションの結果、非競争的市場環境が生じた場合のみ、料金低廉化のインセンティブが低下することを指摘している。また、多くの経済学者は、市場が競争的であるからオークション落札価格は消費者の料金に転嫁されないと指摘している。しかし、情報通信市場は「競争的」であるとしても、事業者数から判断する限り、経済理論において「完全競争市場」を仮定するには程遠く、むしろ「寡占的」ととらえなければならないであろう。その場合、数年おきに絶えず新しい周波数がオークションにかけられ、新しい技術をもって事業への新規参入の可能性があるものでなければ、複数の既存落札者が「破滅的競争」を展開し（この間は通信料金の大幅な低下が期待できる）、最終的に勝ち残った1社が独占的に振舞うことを避けられないのではないだろうか。また、落札価格を一括払いすることになれば、事業者の資金調達コストに影響し、結果的にオークションを実施しなかった場合に比べ、消費者が高い通信料金に苦しむことにならないであろうか。オークション検討時に個別市場の状況を踏まえて導入可否を</p>	<p>報告書 (案) においては、「オークションの主目的は電波の有効利用の推進であり、広く国民の利益に資するよう、技術動向や参入希望者数の状況、市場の競争状況等に応じて入札対象とする周波数の幅や枠（ブロック）数を適切に設定するなど、情報通信産業の健全な発展に配慮した制度設計を図ることが適当」としており、今後具体的にオークションの制度設計をする際に考慮すべきものと考えます。</p>

決めなければならないだろう。さらに、落札事業者が同一のサービスを提供する技術的手段に関して複数の選択肢を有する場合、この事業者が1チャンネル当たりの帯域幅のより少ない技術を選択し、代わりに機器の性能をより良くすることによって、ネットワーク構築や端末の製造費用を押し上げ、結果的に消費者により多くの料金負担を求めることになる可能性を危惧する。この点は、シャノン-ハートレーの定理を想定し、帯域幅とS/N比との間にトレード・オフの関係があるとして生産要素投入量に関する等産出量曲線を描いた時に顕著に示される。

したがって、消費者保護の観点からも、個別サービスごとに技術状況、市場状況等を踏まえてオークション導入の可否及び導入時の制度設計を慎重に検討する必要がある。

湧口 清隆氏



71 公正競争を確保する方策として、新規事業者や後発事業者のみが入札できる枠を作るべきとした点は適切と考える。さらに、大手事業者への周波数の数量制限(クォータ)制度の導入も検討するべきである。

イー・アクセス (株)

前半については、報告書(案)に賛同するご意見として承ります。後半については、今後の政策検討の中で参考とすべきものと考えます。

9. 「その他」について

(1) 二次取引制度

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
72	<p>落札額が高騰する要因となり、国民共有の財産を国民全体のために活用することの弊害となることが想定されるため、二次取引制度の在り方について慎重な議論を要望します</p> <p>東日本電信電話（株）（同旨：西日本電信電話（株））</p>	<p>二次取引制度については、当面は現行電波法制度でも認められている事業譲渡等に伴う地位の承継の範囲で認められることとし、オークションの実施状況を踏まえ、二次取引制度の在り方について引き続き検討することが適当であると考えます。</p>
73	<p>【意見】 二次取引は長い目で見ると周波数の有効利用には効果的なツールである。転売のような潜在的なマイナス面はあるものの、これらはネットワークを構築完了前には売却をさせないなどの条件を付すことで緩和するものと思われる。</p> <p>【原案】 二次取引の結果資金力のある特定の事業者により周波数が集中することにより市場の寡占化が進むおそれがある。</p> <p>【意見】 二次取引を認めていない現在でさえ、NTT は寡占的な地位を市場に占めている。この状況を取り上げることは現在の問題により圧力をかけることになる。</p> <p>(株) Big Picture International</p>	<p>二次取引制度については、当面は現行電波法制度でも認められている事業譲渡等に伴う地位の承継の範囲で認められることとし、オークションの実施状況を踏まえ、二次取引制度の在り方について引き続き検討することが適当であると考えます。</p>

(2) ネットワークの他事業者への開放

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
74	<p>公正競争の確保を踏まえると、オークションで割当を得た事業者のそれ以外の事業者(MNO を含む)へのネットワークの開放義務付けはオークションごとの判断ではなく、常に必要であると考え。特に、事業者間で保有する周波数の質と量が異なる場合には、質または量を確保できていない MNO へのネットワークの開放は必須であると考え。</p>	<p>ネットワークの他事業者への開放については、電気通信事業法上、電気通信業務用のネットワークに関し、卸電気通信役務や電気通信回線設備の接続の制度が整備されていることから、こうした現行制度以上にネットワークの開放を促進する措置を設けるかどうかについては、移動通信分野における競争政策の推進や公正競争の確保の観点から、今後のMV</p>

	イー・アクセス (株)	NO の参入状況や参入を阻害する要素の有無等について注視しつつ、各々のオークションを実施する際にその是非を判断することが適当であると考えます。
75	<p>ネットワーク開放は、MNO 向けと MVNO 向けが考えられますが、以下のとおり、双方共、その必要性はないものと考えます。</p> <p>①MNO へのネットワーク開放はローミングと位置付けられるものですが、接続ルール答申(2009年10月)において、「電波の割当を受けた事業者は自らネットワーク構築を行うことが原則」との観点から、ローミングを義務付けるべきではないとの整理がなされているところです。これは設備投資インセンティブを確保し、電波の割当てを受けた事業者自らが設備構築を行うことを前提に、事業者の設備競争・サービス競争により、ユーザ利便性向上に資することを基とするものであり、仮にネットワークの開放を義務付けた場合には、ユーザ利便性への多大な悪影響が懸念されます。</p> <p>②MVNO へのネットワーク開放については、現在は、諸外国とは異なり、既に厳格な提供義務(相互接続義務)が課されているところであり、当社としては、相互接続義務の柔軟化や相互接続の範囲の見直しによる MVNO「卸役務化」などにより諸外国との規制格差の解消を求めているところであり、その場合であっても、卸役務提供にあたっての公平な取り扱いが業務改善命令の要件で担保されており、あえて周波数オークションの制度設計において、MVNO への開放義務付けを行う必要性はないと考えます。</p> <p>(株) NTTドコモ</p>	ネットワークの他事業者への開放については、電気通信事業法上、電気通信業務用のネットワークに関し、卸電気通信役務や電気通信回線設備の接続の制度が整備されていることから、こうした現行制度以上にネットワークの開放を促進する措置を設けるかどうかについては、移動通信分野における競争政策の推進や公正競争の確保の観点から、今後のMVNO の参入状況や参入を阻害する要素の有無等について注視しつつ、各々のオークションを実施する際にその是非を判断することが適当であると考えます。
76	<p>現行でも、卸電気通信役務や電気通信回線設備の接続により他事業者への開放という意味では制度整備されていますが、MVNO が競争力のある価格で、自由度の高いサービスを提供していけるだけの条件は、まだ十分整っておりません。一方で、2.5GHz帯の周波数の割当てにあたり、MVNO への開放促進を認定基準として設けたことや、900MHz帯においても同様の措置が予定されていることは、周波数の有効利用の点で非常に効果的であり、</p>	今後の政策検討の中で参考とすべきものと考えます。

	<p>最も重要な施策であると考えます。今後、MVNOがMNOと競争を展開し、これまで以上にサービス競争を進展させるべく、周波数オークションによる割当て事業者に対して、次の事項を義務化する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MVNOへの開放促進 ・接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化（データ通信、音声通信等） ・接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ・SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 <p>加えて、新規参入事業者と既存の周波数割当て事業者とのイコルフッティングの観点から、既存の周波数割当て事業者にも上記事項を義務化すべきであり、それによりモバイル市場での公正な競争が確保され、結果として国民の利益に繋がるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(株) ケイ・オプティコム</p>	
--	--	--

Ⅲ. 「オークション制度導入に向けた今後の進め方」に対する意見

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
77	<p>周波数オークションを第4世代移動通信システムの免許人選定から実施するとの方針に賛同します。周波数オークション懇談会で論点となった多くの課題に関しては、今後行われる制度設計で具体的な検討が行われると認識しております。一時的な金銭収入の視点だけでなく、諸外国の事例も参考に、消費者の視点、産業政策の視点から、納得性のある制度設計は十分に時間をかけて行う必要があると考えます。特に、制度設計次第では、我が国の今後のモバイル産業全般に大きく影響するとの認識の下、拙速な導入に走ることなく、第4世代移動通信システムを対象としたオークション実施に向けて、着実な準備をすることが必須と考えます</p> <p style="text-align: right;">(社) 情報通信ネットワーク産業協会（同旨：インテル（株）、イー・アクセス（株））</p>	<p>報告書（案）に賛同する御意見として承ります。</p>

78	<p>周波数オークションによる新たな周波数の割り当てをするためには、既存の周波数利用者の周波数移行が前提となります。周波数の移行には、相応の時間と手続が必要なため、制度整備及び運用に当たっては、既存の周波数利用者の事業遂行に支障が出ないようにすることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">日本放送協会</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計の際に考慮すべきものと考えます。</p>
79	<p>放送電波を今後のオークションの対象としなかったことは至極適切なものとして評価する。その社会的な役割や、災害時のライフラインとしての機能を鑑みれば正しい判断と言える。一方で、電波は公共の財産であり、全ての帯域について、経済合理性のみを重視したオークションを導入することはなじまず、不適切であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">(株) TBSテレビ</p>	<p>具体的な対象範囲については、報告書(案)においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。</p>
80	<p>今後のオークションの法制化等に当たっては、従来以上に利害関係者が多岐に渡ることが予想されるので、その準備段階から適宜な情報開示と時宜を得たパブリックコメント等の募集を行っていただき、関係者の意見反映と正しい理解・協力を図って頂くようお願いします。</p> <p>また、オークション制度創設後も、制度の円滑な導入・実行のため制度進捗を管理して頂くとともに、関係当事者等への適切な指導をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">エムシーアクセス・サポート (株)</p>	<p>今後具体的にオークションの制度設計を行う際に考慮すべきものと考えます。</p>
81	<p>行政刷新会議の提言型政策仕分けで次の提言が出ている。</p> <p>オークション制度の早期導入は、透明性・公平性・財源収入の観点から国民の理解は得られる、プラチナバンド、第 3.9 世代から即時導入すべき、現在の進行中の 900MHz の割当方針は国民共有の財産を不当に低価で渡すことになる、オークションを入れない理由はなく早急に導入するため改正法案を通す努力をすべき、(財)移動無線センターを使つての裁量権行使を続けたいという執念しか感じられないといったオークション制度の早期導入を求める意見がほとんどであり、第 3.9 世代携帯電話からオークション制度を導入すべきということを当ワーキンググループの提言としたい。</p> <p>なお、電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電</p>	<p>700/900MHz 帯の 3.9 世代携帯電話への割当てについては、①国会で電波法を改正し、附帯決議もふまえ、法に則って手続を進めてきていること、また、②急増するトラヒックに対応するための周波数割当は急務であり、関連の業界も準備を進めていることから、本年 5 月に成立した改正電波法に基づき、手続を進めることが適当であると考えております。なお、ご意見等を踏まえ、以下のとおり説明を補足しております。</p> <p>(下記文章を追加)</p> <p>なお、制度整備後は、第 4 世代移動通信システム用以外の周波数を含め、オークションに適した周波数について速やかにオークションを実施することが適当である。</p>

波行政のあり方についても考えるべきといった意見もあった。

また、導入した場合のオークション収入をどうするかについては、国民共有の財産である電波については国が責任を持つという意味で一般財源とした方がわかりやすい、オークション収入を特定財源にする理由がない、国家財政が厳しく一般財源とした方が国民の理解が得られやすいといった全員が一般財源とすべきだとの意見であり、オークション収入は一般財源とすべきということをワーキンググループの提言としたい。

懇談会報告書には上記提言を反映させるべきである。とりわけ、実施時期と財源の扱いについては、懇談会報告書（案）を修正すべきである。

「第4世代移動通信システム（IMT - Advanced）に用いる周波数（3.4GHz～3.6GHz）の免許人選定から周波数オークションを実施することを念頭」は、オークション実施を骨抜きにするものである。

3.4GHz～3.6GHz帯について、本報告書（案）別紙「第4世代移動通信システムに用いる周波数に対するオークションの制度イメージ（案）」は「最大10ブロック（20MHz×10、計200MHz）の割当が可能」としている。現在の移動通信システム事業者（MNO）を鑑みると新規参入がない限り競争的な申請とはならず、オークションは実施されない可能性が高い。

懇談会報告（案）はオークションを、実質的に、あるいは永遠に実施しないことを表明しているものであり不適切である。提言型政策仕分けの提言を反映させる形で、「3.9世代からのオークション実施」に書き直すべきである。需要の急増に 대응するため3.9世代は比較審査によって早急に免許を交付するというのが総務省の意向である。しかし、900MHz帯ですぐに免許を交付し、新免許人が旧免許人の立ち退きに努力したとしても、総務省自身が推進する周波数再編アクションプランによって元の利用者の立ち退き期限が2018年に定められているために、旧免許人が居続ける恐れがある。その結果、新免許人は当面は免許を得た帯域の一部しか利用できない。このように、比較審査による早期免許交付と周波数アクションプランの立ち退き期限という矛盾する施策を進める理由について、総務省に説明を求める。

	山田 肇氏（同旨：(株) Big Picture International、多田 光宏氏）	
82	<p>放送各社がこの制度を積極的に報道しない為、この制度に対する国民の認識は決して、高くは有りません。</p> <p>しかし、先の提言型仕分けや、当該意見募集に意見を提出している有識者の方、他の有識者、ネットメディアの記者のネット上での積極的な情報発信が功を奏し、数ヶ月程前から比較すると認識度を高まってきている様に思います。</p> <p>有識者の中には、自身の知識や主張を述べるだけでは無く、この制度への理解が一般国民にとって難解であることを考慮し、国民目線で解り易い情報発信をして下さる方もいらっしゃいます。</p> <p>当該制度はイノベーションの促進、国際競争力の強化等、日本の未来の中長期的な発展に於いて重要な役割を担っていると考えますし、それらは新たな市場の開拓による経済効果、雇用拡大、税収アップが期待出来ます。</p> <p>昨今、格差社会に於ける若者の就職難が社会問題となっておりますが、現役世代と比較し IT 関連の知識の吸収が早く抵抗感の無い若者にとっても、IT 産業の発展による労働市場の拡大が、その是正に一役買うのではないかと考えますし、現役世代の分厚い知的労働層も含めて労働市場の流動化、活性化に寄与するのではないかと思います。</p> <p>この制度は電波行政という単独の枠の話では無く、日本経済やデフレ不況、格差社会等のネガティブな社会問題の是正が期待出来る気がします。</p> <p>電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されるべきで、国民自らがその貴重な資源を有効利用する為に積極的に考える必要が有ります。</p> <p>放送各社がこの制度を積極的に報道しない場合、同懇談会で中心的な役割を担っている方々や、意見を提出している有識者の方々に更なるネット上での積極的な問題提起等をして頂きたいと思います。</p> <p>尚、前項の「Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方」―「2 対象範囲」で述べた通り、UHF（地上波デジタル／地上波アナログ UHF）バン</p>	<p>前半については、報告書（案）に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。後半については、具体的な対象範囲については、報告書（案）においては「当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当」としており、必要な法律案を国会に提出する段階において適切に判断すべきものと考えます。</p> <p>なお、ご意見等を踏まえ、以下のとおり説明を補足しております。</p> <p>（下記文章を追加）</p> <p>また、今後の通信・放送融合の進展等を踏まえ、放送など移動通信システム以外の周波数を排他的に利用するシステムについても、将来的にオークションの対象とすることの可能性を検討することが望ましい。</p>

	<p>ド（470MHz - 710MHz）についても検討を続け、その情報を積極的に国民へ開示し国民レベルでの議論にも役立てて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">個人</p>	
--	---	--

その他

No.	頂いた御意見	御意見に対する考え方
83	<p>新たに割り当てられる周波数に人口カバー率の条件を付すことにより、その周波数を利用する事業者と割り当て済みの周波数を持つ事業者の間に不公平感が出る場合は、割り当て済みの周波数に対しても、同様の条件を追加することも検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">福岡県</p>	<p>今後の政策検討の中で参考とすべきものと考えます。</p>
84	<p>電波法第71条関係「周波数等の変更」、第71条の2、3、4関係「特定周波数変更対策業務など」の規定がありますが、これらの制度では変更対象無線設備のいわゆる残存簿価部分を国が補償する規定となっているところであり、円滑な移行推進の原動力とはならないと思料しますので、仮にオークションに本制度を当てはめる場合には、この規定の適切な改定を強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">エムシーアクセス・サポート（株）</p>	<p>今後の政策検討の中で参考とすべきものと考えます。</p>
85	<p>私はオークションには反対です。理由は以下の通りです。</p> <p>(1) 新規公開の分だけオークションにすると、既存の分についてはオークションを免れる。(ソフトバンクやイーモバイルには負担がかかるが、ドコモとKDDIには負担がかからない。) ゆえに、不公平。</p> <p>(2) 談合があれば、極端に安値で分けあうことになるかもしれない。</p> <p>(3) 逆に、独占があれば、1社がすべてを独占して、他社を締め出すかもしれない。</p> <p>(4) かといって、独占がないと保証されていれば、必ず割り当てを受けられるという保証のある会社は、ごく低額でしか応札しないで、電波を安値で奪い取れる。</p>	<p>報告書（案）は、電波の有効利用の観点や無線局免許に係る透明性確保の観点から、議論がなされてきたところであり、報告書（案）は我が国での周波数オークション導入のため、その制度の望ましい在り方を示したものであると考えます。</p> <p>なお、(1)、(3)及び(4)につきましては、公正競争を確保するための措置を各々のオークションを実施する際に適切に設けることが適当であると考えます。</p> <p>(2)につきましては、電波法において、不正行為を行った落札者の地位の取消し等の措置を設けるほか、不正行為が発覚した場合のオークションからの排除手続を整備する等により、不正行為の発生の防止に万全</p>

	<p>(5)外資規制がないため、国民の財産である電波を外国に握られる恐れがある。</p> <p>以上です。</p> <p>現状ような「買い手が少数だけ」という場合には、「市場原理」は不適切です。市場原理が成立するのは、「買い手が多数いる」という場合。買い手が3、4社しかいない場合には、市場原理は成立しません。「市場原理で最適状態になる」という市場原理主義者の主張は、ここでは成立しないのではないのでしょうか。何でもかんでも市場原理にすれば最適化される、というのは幻想だと思います。</p> <p style="text-align: right;">個人</p>	<p>を期すことで対処できると考えます。</p> <p>(5)については、我が国における電気通信業務用の無線局に係る外資の扱いは、WTOでの約束を踏まえた上で、外資規制に係る一般法である外為法により適切に行われることとされていることから、周波数オークションを導入するにあたり、特段の措置を講じる必要はないと考えます。</p>
86	<p>11/21の政策仕分けで「700/900MHzから周波数オークションすべき」との提言が出た。それにも関わらず、川端総務大臣は「900MHzは周波数オークションしない」と発言した。周波数オークションを行うためには電波法の改正が必要だが、それには時間がかかる。スマートフォンの普及で携帯電話用の電波が逼迫しており、900MHzを早期に割り当てなければいけないので900MHzは周波数オークションでなく比較審査で割り当てなければならないとの理由で総務省も携帯電話事業者も周波数オークションに反対しているが、900MHzでの周波数オークションは充分可能である。</p> <p>まず電波オークションを行えるようにするための電波法改正については、電波法に「電波は競売で割り当てる」という1項目を付け加えるだけで、後は政令や省令の変更で済む話である。よって電波法の改正はすぐにできる。</p> <p>百歩譲って電波法の改正に時間がかかったとして、そのせいで来年割当てられるはずの900MHzの割当てが遅れたとしよう。</p> <p>しかし900MHz帯ですぐに利用できるのは、上り900-903MHz、下945-950MHz、つまり周波数帯幅で言えば上りが3MHz、下りは5MHzだけで、残りは他の用途に使われているので、2015年ないし2018年まで待たないと携帯電話用には使えない。30MHz割り当てうちのわずか8MHz割り当てたところで、電波の逼</p>	<p>700/900MHz帯の3.9世代携帯電話への割当てについては、①国会で電波法を改正し、附帯決議もふまえ、法に則って手続を進めてきていること、また、②急増するトラヒックに対応するための周波数割当は急務であり、関連の業界も準備を進めていることから、本年5月に成立した改正電波法に基づき、手続を進めることが適当であると考えております。</p> <p>なお、ご意見等を踏まえ、以下のとおり説明を補足しております。</p> <p>(下記文章を追加)</p> <p>なお、制度整備後は、第4世代移動通信システム用以外の周波数を含め、オークションに適した周波数について速やかにオークションを実施することが適当である。</p>

	<p>迫状況はほとんど変わらない。ならば割当が多少遅れたとしても周波数オークションを優先すべきである。総務省と携帯電話事業者との密室談合での周波数割当と総務省の天下り法人である移動無線センターに対して立ち退き料という名目で何百億円も提供することに断固として反対する。</p> <p style="text-align: right;">多田 光宏氏</p>	
87	<p>周波数オークションを導入する事に賛成です。以下にその理由を述べます。</p> <p>第一に、「制度の導入目的」の報告書案の主張を読み、従来の比較審査方式では決められた周波数帯によってサービスの優劣がつかってしまっていたが、オークションを導入する事によって平等に割り振られると考えたからです。なぜなら、私は softbank の携帯電話を使用していますが、au の携帯電話に比べ電波が受信しにくいところが多いと感じていました。それも、ビューティーコンテスト方式で決められた周波数帯を使用しなければならないという状況に問題があるのだと思いました。また、オークション制度の導入によって新規参入や市場競争が促進されれば、より一層技術やサービスの向上に繋がっていくことが期待できるからです。</p> <p>第二に、報告書案を読み、オークションを導入する事によって今までのように混雑して速度が遅くなってしまうという問題が解消される事がわかりました。私も生活上、人の多い街中などでは不便だと感じる事が多々ありました。そのため、オークションの導入によって利用者にとって大きなメリットが期待されると思いました。</p> <p>第三に、使途の観点から、多額の東日本大震災の復興財源の足しになると考えるからです。このオークションを実施すれば、1兆円、もしくはそれ以上国庫収入が増加される事が予想されています。被災地の復興のため少しでも多くの財源の確保が必要となっている今、国民に直接的な負担がなく、多くの収入が期待できるこのオークションの導入は必要な事なのではないかと思いました。</p> <p>第四に、OECD 諸国の大半がオークション制度を導入している事から、未だに導入していない日本は様々な国のオークションの実施方法や成果などをふまえて考える事ができるからです。多くの国が導入している今では、周波数オークショ</p>	<p>報告書（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>今後具体的にオークションの制度設計を行う際に考慮すべきものと考えます。</p>

	<p>ンの良い点、悪い点など多くのことが分かっています。その結果をもとに最良の方法で導入をすることができるからです。</p> <p>しかし、オークションの導入にはまだ不安な点があると思います。それは、NTTドコモのプレゼンテーション資料にも出ているように、オークションの有効期限によって再度オークションを実施する場合に、これまでのサービスが停止してしまう可能性があるということです。利用者としては、これまで同様のサービスが受けられなくなる可能性があることに不安を感じてしまいます。例として英国では「携帯電話の有効期限が無期限とされ再免許の想定がされていない」となっているため、日本でも何らかの処置をする必要があると思いました。</p> <p>以上の点から私は周波数オークションを導入する事に賛成ですが、不安な点を解消しつつ、利用者が快適で安心して利用できるような環境を整えて頂きたいと思っています。</p> <p style="text-align: right;">個人</p>	
88	<p>一回目「周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理」</p> <p>二回目と 3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見と意見を述べさせていただきましたが今回◆周波数オークション取りやめ、総務省が正式決定 読売新聞<2011.12.9>という記事を見て、とても遺憾に思います</p> <p>◆各国テレビ局の電波利用料 ◆</p> <p>アメリカ 4600 億円 (放送局の免許等、電波オークションの収入)</p> <p>イギリス 840 億円 (うち放送事業免許料 538 億円)</p> <p>フランス 380 億円 (電波利用料の代わりに映画産業振興税を徴収)</p> <p>韓国 350 億円 (電波利用料の代わりに広告税を徴収)</p> <p>日本 38 億円 (平成 19 年度)</p> <p>ここに財源があるのに手をつけないのでしょうか</p> <p>しかも、日本のマスメディアの危機的状況は総務省の方が一番ご存じではないのでしょうか本来、NHK は総務省の管轄下にある特殊法人ですが総務省の言う事は聞きませんマスメディアの不利な事に触れようとすると、マスメディアを使って攻撃してくるからだともマスコミは政治に干渉しており報道を盾に脅していま</p>	<p>報告書(案)に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。</p>

	<p>す国民の為ではなく、自分たちの電波利権の為にマスメディアは国民の電波を我が物顔で利用しその利権を独占しています</p> <p>電力 10 社で組織する電気事業連合会の広告費が年間約 860 億円</p> <p>パナソニックが約 700 億円</p> <p>トヨタが約 500 億円</p> <p>3 社を挙げるだけでものすごい金額です</p> <p>それに対しての電波利用料は安すぎで、その上国民のための報道をしない放送局なんて要りません今の形を変えるためにも、外交資本に脅かされない周波数オークションは必要だと思います</p> <p style="text-align: right;">個人</p>	
89	<p>我が国において周波数割当て方法の一つとして周波数オークションを採用することは、諸外国の動向、行政の効率化、財政事情等の状況を鑑みると不可避なことと判断されるが、一方で、割当て方法に関する選択肢を多様化する観点からむしろ歓迎されるべきことかもしれない。本報告書（案）が、「我が国での周波数オークションの導入のため、その制度の望ましい在り方を示す」ためにまとめられたものであり、国内外の政策状況、技術動向等に関する資料も合わせて提示して、同懇談会が幅広く国民の意見を問おうという姿勢に対して、私は賛意と謝意を表す。しかし、同懇談会がそのような重要な政策変更を意図しようとしているにもかかわらず、報告書本文があまりに短く、なぜそのような制度が望ましいのか、十分な根拠が記されていない点については大いに不満が残る。</p> <p>本来、本報告書（案）は、例えば英国において M. Cave 博士らを中心にまとめられた“Review of Radio Spectrum Management”（Radio Communications Agency, 2002）に匹敵するものであるべきであり、後世に本懇談会の議論を以って我が国に周波数オークションが導入されたとされるならば、あまりにも貧弱なものとして評さざるを得ない。ノーベル経済学賞受賞者で電波の経済学の祖とされる R.H.Coase 博士が“The Federal Communications Commission”（The Journal of Law and Economics, Vol. 2, No.1, pp.1-40, 1959）や“The Problem of Social Cost”（The Journal of Law and Economics, Vol. 3, October, pp.1-44, 1960.【邦</p>	<p>報告書（案）に賛同のご意見として承ります。</p> <p>今後具体的にオークションの制度設計を行う際に考慮すべきものと考えます。</p>

	<p>語訳】宮澤健一、後藤晃、藤垣芳文『企業・市場・法』、東洋経済新報社、1992年、第5章)の中で検討を繰り返し主張する、取引費用についての定量的ないし定性的な評価に基づく制度比較や、実際の制度の歴史的な展開を踏まえて、想定し得る代替的な制度間でより望ましい制度が何かを論ずる方法が見えてこない。理想的な制度状態としてオークションを出発点にした議論であったという点で、R.H.Coase 博士の方法論に対する警鐘が反映されなかったことは残念である。</p> <p>もちろんこのように指摘すると、同懇談会の構成員や事務局から、4度にわたるパブリック・コメントを実施したにもかかわらず、なぜこれまで意見を述べてこなかったのか批判を受けるかもしれない。この点に関しては深くお詫びしなければならない。しかし、私が以下の各論で述べるいくつかの主張について自信を持ちえたのは、2011年11月にオーストラリアのパースにおいて開催された International Telecommunications Society の 5th Africa-Asia-Australasia Regional ITS Conference において、M. Cave 博士、E. Bohlin 博士、G. Madden 博士らと意見交換した後であるからである。</p> <p style="text-align: right;">湧口 清隆氏</p>	
90	<p>正直な所、当該制度はイノベーションの促進、国際競争力の強化等のポジティブな部分がある一方で、特定の資本の買い占めにより、悪意的な情報発信が行われる等の不安も払拭出来ません。</p> <p>昨今、詐欺等の情報リテラシーの低さを見透かした犯罪が増加しておりますが、これは日本国民のメディア・リテラシーの問題だと思います</p> <p>日本のメディア・リテラシー教育は積極的に行われていないばかりか、「性善説」が前提で、制作・発信側の技術論に傾向しています。</p> <p>メディア・リテラシー教育を推進していくだけでは無く、教育内容に性悪説である必要は無いにせよ、情報の発信者に対しての懐疑的な観点を取り入れるべきです。</p> <p>現在はグローバリズムの波が押し寄せておりますが、日本人の性善説で物事を捉える姿勢は他国の狡猾な人々からすれば、格好のカモだと思えますし、情報を鵜呑みにし、主体的に自身の答えを導出しない B 層は民主主義国家として重要な権</p>	<p>報告書(案)に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。</p>

<p>利の行使の場である選挙に於いても狡猾な権力者に騙される可能性が高いと考えます。</p> <p>又、個人のメディア・リテラシーによっては、悪質なソフトパワー外交、パブリック・ディプロマシー等のリスクも有ると思います</p> <p>メディア・リテラシー教育の所管は文部科学省かと思われませんが、日本人のメディア・リテラシーの低さは、テレビの放送内容や報道姿勢、関連子会社の宣伝、著作権ビジネスの弊害もあると考えますので、総務省殿に於きましても、他省庁と連携の上、積極的に“情報の発信者に対しての懐疑的な観点”でのメディア・リテラシー教育の推進をお願いしたいと思います。</p> <p>尚、“情報の発信者に対しての懐疑的な観点”でのメディア・リテラシー教育の推進はその利害関係から、既存メディアの積極的な情報発信は周波数オークションと同様に期待出来ないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">個人</p>	
---	--